

# 過疎関係市町村都道府県別分布図

平成 28 年 4 月

総務省自治行政局過疎対策室

# 〔目 次〕

凡例 ..... 2

日本全図 ..... 4

ブロック別 北海道ブロック ..... 5

東北ブロック ..... 6

関東ブロック ..... 7

東海・北陸ブロック .. 8

近畿ブロック ..... 9

中国ブロック ..... 10

四国ブロック ..... 11

九州ブロック ..... 12

※沖縄ブロック .....都道府県別P.61を参照

## 都道府県別

北海道 ..... 13~15

青森県 ..... 16

岩手県 ..... 17

宮城県 ..... 18

秋田県 ..... 19

山形県 ..... 20

福島県 ..... 21

茨城県 ..... 22

栃木県 ..... 23

群馬県 ..... 24

埼玉県 ..... 25

千葉県 ..... 26

東京都 ..... 27

神奈川県 ..... 28

新潟県 ..... 29

富山県 ..... 30

石川県 ..... 31

福井県 ..... 32

山梨県 ..... 33

長野県 ..... 34

岐阜県 ..... 35

静岡県 ..... 36

愛知県 ..... 37

三重県 ..... 38

滋賀県 ..... 39

京都府 ..... 40

大阪府 ..... 41

兵庫県 ..... 42

奈良県 ..... 43

和歌山県 ..... 44

鳥取県 ..... 45

島根県 ..... 46

岡山県 ..... 47

広島県 ..... 48

山口県 ..... 49

徳島県 ..... 50

香川県 ..... 51

愛媛県 ..... 52

高知県 ..... 53

福岡県 ..... 54

佐賀県 ..... 55

長崎県 ..... 56

熊本県 ..... 57

大分県 ..... 58

宮崎県 ..... 59

鹿児島県 ..... 60

沖縄県 ..... 61

## [凡例]

### 過疎市町村

I 過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項の規定に基づき、平成12年4月1日に同条第1項第1号に規定する過疎地域として公示された市町村（当初公示）

【要件】 次の要件に該当する市町村

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、昭和45年と平成7年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。）
  - (イ) 昭和35年と平成7年の国勢調査人口による人口減少率が30%以上であること。
  - (ロ) 昭和35年と平成7年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、65歳以上人口の比率が24%以上であること。
  - (ハ) 昭和35年と平成7年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が15%以下であること。
- (ニ) 昭和45年と平成7年の国勢調査人口による人口減少率が19%以上であること。
- (2) 財政力要件  
平成8年度から平成10年度までの財政力指数の平均が0.42以下であり、かつ、公営競技収益が13億円以下であること。

II 平成12年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が平成13年10月末に公表されたことにより、法第32条の規定により、上記の要件を以下のとおり読み替えて、該当する市町村について平成14年4月1日付けで過疎地域として公示している（追加公示）。過疎地域市町村を含む廃置分合・境界変更があった場合の廃置分合等市町村についても以下の要件による。

【要件】 次の要件に該当する市町村

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、昭和50年と平成12年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。）
  - (イ) 昭和40年と平成12年の国勢調査人口による人口減少率が30%以上であること。
  - (ロ) 昭和40年と平成12年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、65歳以上人口の比率が24%以上であること。
  - (ハ) 昭和40年と平成12年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が15%以下であること。
- (ニ) 昭和50年と平成12年の国勢調査人口による人口減少率が19%以上であること。
- (2) 財政力要件  
平成10年度から平成12年度までの財政力指数の平均が0.42以下であり、かつ、公営競技収益が13億円以下であること。

III 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号）の施行により、法第2条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日に同条第1項第2号に規定する過疎地域として公示された市町村（追加公示）

【要件】

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、昭和55年と平成17年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。）
  - (イ) 昭和35年と平成17年の国勢調査人口による人口減少率が33%以上であること。
  - (ロ) 昭和35年と平成17年の国勢調査人口による人口減少率が28%以上であって、65歳以上人口の比率が29%以上であること。
  - (ハ) 昭和35年と平成17年の国勢調査人口による人口減少率が28%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が14%以下であること。
- (ニ) 昭和55年と平成17年の国勢調査人口による人口減少率が17%以上であること。
- (2) 財政力要件  
平成18年度から平成20年度までの財政力指数の平均が0.56以下であり、かつ、公営競技収益が20億円以下であること。

IV 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第8号）の施行により、法第2条第2項の規定に基づき、平成26年4月1日付施行で同条第1項第3号に規定する過疎地域として公示された市町村（追加公示）

【要件】

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、昭和60年と平成22年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。）
  - (イ) 昭和40年と平成22年の国勢調査人口による人口減少率が33%以上であること。
  - (ロ) 昭和40年と平成22年の国勢調査人口による人口減少率が28%以上であって、65歳以上人口の比率が32%以上であること。
  - (ハ) 昭和40年と平成22年の国勢調査人口による人口減少率が28%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が12%以下であること。
- (ニ) 昭和60年と平成22年の国勢調査人口による人口減少率が19%以上であること。
- (2) 財政力要件  
平成22年度から平成24年度までの財政力指数の平均が0.49以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。



過疎地域と  
みなされる  
市町村

廃置分合等により、過疎地域とみなされる市町村の区域として公示された市町村（法第33条第1項）

【要件】 次の要件のすべてに該当する市町村

(1) 人口要件

- ①平成12年国勢調査結果の公表日以前の合併の場合  
昭和35年～平成7年の35年間の人口が減少しており、かつ  
昭和45年～平成7年の25年間の人口が減少していること。
- ②平成12年国勢調査結果の公表日～平成22年3月31日以前の  
合併  
昭和40年～平成12年の35年間の人口が減少しており、かつ  
昭和50年～平成12年の25年間の人口が減少していること。
- ③平成22年4月1日～平成26年3月31日以前の合併の場合  
昭和35年～平成17年の45年間の人口が減少しており、かつ、  
昭和55年～平成17年の25年間の人口が減少していること。
- ④平成26年4月1日以降の合併の場合  
昭和40年～平成22年の45年間の人口が減少しており、かつ  
昭和60年～平成22年の25年間の人口が減少していること。

(2) 財政力要件

以下のいずれかに該当すること。

- ①平成22年3月31日以前の合併の場合
    - (イ) 廃置分合等前の3か年平均の財政力指数が0.42以下
    - (ウ) 廃置分合等前の3か年平均の財政力指数が0.42超0.71以下
  - ②平成22年4月1日～平成26年3月31日以前の合併の場合
    - (イ) 廃置分合等前の3か年平均の財政力指数が0.56以下
    - (ウ) 配置分合等前の3か年平均の財政力指数が0.56超0.70以下
  - ③平成26年4月1日以降の合併の場合
    - (イ) 廃置分合等前の3か年平均の財政力指数が0.49以下
    - (ウ) 廃置分合等前の3か年平均の財政力指数が0.49超0.62以下
- (3) 廃置分合等市町村の交通通信、生活環境、高齢者等の保健・福祉、医療、教育、地域文化等に関する施設等の整備が十分でなく、住民福祉の向上が阻害されていること。

(4) 規模の要件

以下のいずれかに該当すること。

- (イ) 人口が廃置分合等前の過疎地域市町村の人口の3倍以下で

あること。

- (ウ) 面積が廃置分合等前の過疎地域市町村の面積の2倍以下であること。

※上記の要件(2)について


- (イ) の場合 法失効まで過疎地域市町村とみなす。
- (ウ) の場合 廃置分合等から5年間過疎地域市町村とみなす。




過疎地域と  
みなされる  
区域

市町村合併により、過疎地域とみなされる区域として公示された区域（法第33条第2項）  
（合併が行われた日の前日において法第2条第1項の規定に基づく過疎地域であった区域。）

過疎関係市町村

過疎市町村（）

過疎地域とみなされる市町村（）

及び過疎地域とみなされる区域（）

を有する市町村。